

弁論の更新にあたって4

2026年4月20日(月) 口頭弁論期日
原告株主ら及び同参加人ら代理人弁護士北村賢二郎

善管注意義務違反

公表、取締役会への報告、監査役会への報告義務違反

被告八木・被告岩根

- ・ 本件金品受領・不正発注等問題の当事者として知悉
 - ・ 最高経営層である
- 公表、取締役会への報告、監査役会への報告をすべき義務

被告豊松

取締役として、取締役会への報告、監査役会への報告をすべき義務

本件問題を公表しなかった行為

2018年9月中

被告八木（当時会長）及び被告岩根（当時社長）が、被告森（当時相談役）と相談して、取締役らが森山等から長期間、多額の金品を受領していた問題等（「本件問題」）について、**公表しないと決めた。**

2018年10月9日

「地元有力者の対応における不適切事象について」と題する**役員研修会**が実施され、社外取締役を除く取締役は、本件問題について知っていた。

被告八木及び被告岩根は、**2018年10月26日の定例取締役会に先立ち**、本件問題について、執行部から**取締役会への報告も、社外取締役を含む個々の取締役への報告も行わないという方針を決定した。**

本件問題を公表しなかった行為

常任監査役八嶋康博は、2018年10月1日に本件問題を知り、**同月4日**には、被告岩根と面談し、**監査役への報告が遅い旨の苦言**を述べるとともに、詳細な情報の提供を要請した

月山らに対する3回のヒアリングのうちの1回である**2018年10月23日のヒアリング**において、常任監査役は、月山らに対して、本件問題の執行部から**取締役会への報告の要否についての法的整理**をするよう要請した

月山の管掌下にあった本件社内調査事務局の担当者らは、同年10月30日、**千森秀郎弁護士**を訪問して、本件問題について執行部から**取締役会への報告をすべきか**、また、取締役会への報告に代えて、取締役に対して個別に説明することで問題ないかについて**法律相談**をした。

関電保管の相談結果メモ

千森弁護士からは、①**本件は取締役会に報告することが望ましい**、②しかし、取締役会に報告する代わりに個別に全ての取締役に説明することでも足りると考える、③今後、社外取締役に丁寧に本件問題を説明し、その意見を聴取し、必要な対応を取ることが大切であるとの助言を受けたと認識した。

月山らは、2018年10月末時点、**少なくとも個々の取締役への説明は必要であると考え、これを行うことを考えていた**

本件問題を公表しなかった行為

執行部側と監査役側に言い分の食い違いはあるものの、月山らは、結局、**2018年11月9日**、上記11月7日の常任監査役によるヒアリングの結果メモ及びその時点での監査レポートのドラフトを説明資料として、**被告八木及び被告岩根に対して報告**を行った

その報告を受けた、被告八木及び被告岩根は、月山らに対し、**取締役会への報告は行わず、社外取締役を含む個々の取締役への報告も行わないとの判断を伝えた**

その結果、**2019年9月の報道**によって、初めて、本件問題は公になり、また**社外取締役は本件問題を知る**ことになった。

役員研修会

甲ウ第2号

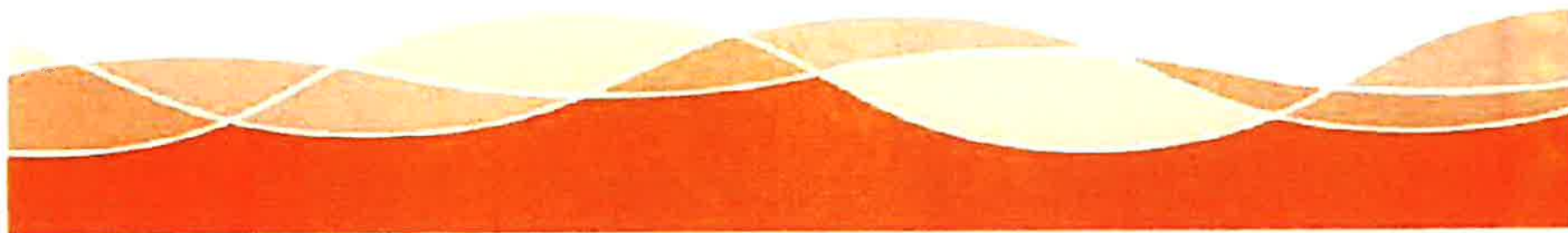
配布後、回収



地元有力者の対応における 不適切事象について

総務室（法務）

平成30年10月9日



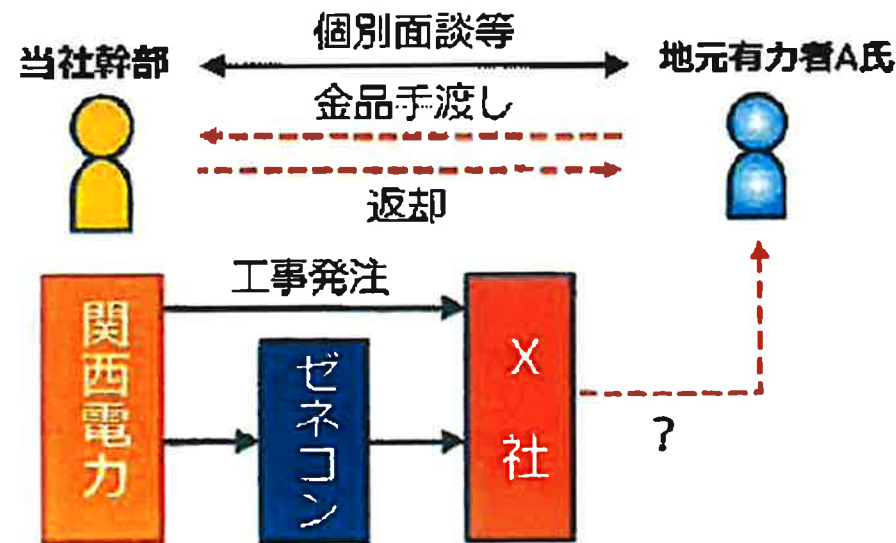
役員研修会

国税当局の査察の概要について

配布後、回収

2

- H30.1
- ・ 国税当局が、原子力部門の取引先であるX社に対し、架空取引で法人税を免れている疑いで査察に入った（※）。
 - ・ X社から地元有力者A氏に、資金が流れていることが判明した模様。
- ※ 「査察」とは、悪質な脱税者を摘発して刑事責任を追及するために行う強制調査。
- H30.2～5
- ・ A氏への調査で、当社幹部が、A氏から金品を渡され、返却していたことが判明。国税当局が、当社幹部に対し反面調査を実施。
 - ・ 当社は、国税当局による調査に協力。



役員研修会

調査委員会報告書

事実関係① A氏から金品を渡され、返却していた事実について₅

(金品を渡されていた事実等の概要)

配布後、回収

- 人 数： 20名（役員8名、社員12名）
- 金品の種類： 現金・商品券・金貨・スーツ仕立券付生地 等
- 場 所： A氏との面談、会食の場 等
- 名 目： 手土産、昇進祝 等
- 態 様： 土産物の袋の底に見えないように入れて渡されたケース
金品を包んで手渡されたケース 等
- 対 応
 - ・多くの者がA氏に金品返却の申し出を行ったものの、その都度A氏から激昂され拒絶され、金品の受取拒否や返却を断念。
 - ・渡された金品は、やむなく自宅、執務室、貸金庫等で、個々人で保管。
 - ・当社幹部は、金品について返却の機会を窺い、随時、返却してきており、現時点で大部分はA氏に返却済。
- その他
 - ・A氏への対応は、前任者からの引継ぎや周囲からの助言等に基づき、個々人ベースの対応が基本。

役員研修会

調査委員会報告書

事実関係② 情報提供について

配布後、回収

7

- ・会社として、原子力発電所の運営等にかかる情報を広く立地地域へ提供する方針のもとで、歴代の対応者は、A氏にも情報提供活動を実施。
- ・A氏に対しては、県や町から求められている、地元発注の取組みの説明の中で、X社に発注する予定の工事に関する工事物量や工事概算額等の情報を提供。
- ・提供する情報内容は、工事担当箇所等でチェックし、承認。

(例)

平成X年X月X日

●●X号機 ◇◇工事等の協力依頼について

【新規ゼネコン(△△社)の仮設事務所】

- ・●●X号機安全対策工事にあたり、ゼネコンの仮設事務所が必要。
- ・町内に●●地元企業がプレハブ仮設事務所を建設しゼネコンが賃借。

項目	内容
建物規模	5K × 11K × 2F (約360㎡)
工程	平成29年度/下～平成31年度/下
概算金額	総額 約XXXXX千円

役員研修会

調査委員会報告書

事実関係③ X社への工事発注プロセス・発注額について

8

○工事発注に不正等がないかどうか、サンプル調査を実施。

配布後、回収

(X社への工事発注プロセス)

平成26年9月1日～平成29年12月31日に当社がX社に発注した工事全数について調査を実施。

- ・直接発注30件：競争発注12件、特命発注18件のすべてが社内ルールに基づき適切に実施。
- ・間接発注91件：X社への発注は元請会社が決定。

(X社発注工事の発注額)

上記の直接発注分30件のうち、6件についてサンプル調査を実施。

- ・いずれの工事も、社内ルールおよび市況に基づき、工事所管箇所が積算した価格を調達部門が査定し、適切に算定された査定価格の範囲内でX社と契約交渉を行い、発注額を決定。



いずれも不正は認められなかった。

役員研修会

「地元有力者の対応における不適切事象について」と題する研修会
地元有力者から役職員が金品を受領していたことは報告されていた



取締役会規則 8 条 2 項
「業務の適正を確保するための体制の運用状況」
「その他重要な事項」に該当



取締役会に報告されていないことに疑問を持ち、取締役会や監査役会へ報告すべきであった

甲ア第 2 2 号証

ただ、私自身が 10 月初めに説明を受けたのも、同じ資料でした。私は、これを見て、研修会で済ませる話ではないと感じたことは、冒頭申し上げたとおりです。

そのため、この資料を見た、社内取締役(および常務執行役員)も、同様に受け止めたと思っていました。

善管注意義務違反

公表、取締役会への報告、監査役会への報告義務違反

被告八木・被告岩根

- ・ 本件金品受領・不正発注等問題の当事者として知悉
 - ・ 最高経営層である
- 公表、取締役会への報告、監査役会への報告をすべき義務

被告豊松

取締役として、取締役会への報告、監査役会への報告をすべき義務